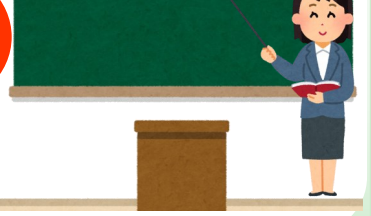


はい! こちらは置賜消費生活センターです

消費生活センターとは、地方公共団体が運営する「消費者のための相談業務を行う機関」です。消費生活専門の相談員が悪質商法による被害や商品事故の苦情等、消費生活に関する相談に応じるほか、消費者啓発や出前講座など、消費生活の安定と向上を図るための各種業務を行っています。

啓
発

消費生活出前講座



相談できる主な内容

●契約や取引に関するトラブル

「悪質商法の被害にあった」「契約や取引内容に不審な点がある」などの相談に応じます。

●商品の使用による事故

商品を使用して事故が起こったり、危ないと感じたときは消費生活センターまでご連絡ください。

苦情・相談に応じて、対処が必要な場合は各種法律に基づいて交渉方法の助言やあっせんなどをし、問題解決のための手助をします。具体的な対処方法は、発生した問題の内容や状況などによって異なります。相談の際には、“契約書”など「関係書類」を用意し、「**いつどんな契約をしたのか、どのようなことで困り、どうしたいのか**」などについて相談員にお伝えください。

相
談

置賜消費生活センター



このような
対応をします

県の相談窓口 (置賜地域)

・置賜消費生活センター 0238(24)0999

市町の相談窓口 (置賜地域)

・米沢市消費生活センター 0238(40)0525

・長井市消費生活センター 0238(87)0682

・南陽市市民課 0238(40)3211

・高畠町生活環境課 0238(52)1577

相談してケロ!



・川西町住民生活課 0238(42)6616

・小国町町民税務課 0238(62)2260

・白鷹町町民課 0238(85)6131

・飯豊町住民税務課 0238(87)0514



生活安全情報

米沢警察署生活安全課から

最近、有料サイト利用料金などを名目に、プリペイドカード式電子マネーで支払いを求める特殊詐欺（電子マネー詐欺）が急増しています。県内でも被害が発生しています。電子マネーの購入にあたって「電子マネーで支払ってください」「購入後、カード番号を教えてください」などと言われていませんか？これは全て電子マネー詐欺です。電子マネーを購入する前、相手に番号を教える前に警察に相談して下さい。



「火災保険が使える」と誘う“住宅修理工事契約トラブル”に注意！

電話や訪問で「火災保険で家の修理ができる。無料で申請等を手伝う」などと勧誘される住宅修理工事契約についての相談が寄せられています。自然災害による住宅の損害が、火災保険の補償対象になる場合があることを知らない消費者が多い点に着目した勧誘方法で、最終的に住宅修理工事契約を結ぶことを目的としていると思われます。自然災害で住宅が損害を受けたら、まずは自分で損害保険会社か代理店に連絡し、「修理費が保険金支払いの対象になるか」、「申請はどのようにするのか」、「どのくらい保険金が出るのか」等を確認しましょう。



山形県消費生活サポーター募集のお知らせ

山形県では消費生活に関する啓発ボランティアとして「山形県消費生活サポーター」を募集しています。

申込期限：平成28年5月13日（金）

申込先：山形県消費生活センター（TEL:023-630-3237）

※活動内容にご興味のある方は当センターにお問い合わせください



4月・5月の消費生活法律相談

4月14日(木) 13:30~15:30

5月12日(木) 13:30~15:30

* 弁護士が無料でアドバイス(30分)

* 電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話：0238(24)0999

FAX：0238(26)6072